

ほかの市区町村へ引越しされる方へ 大田原市 転出手続きガイド

住民異動届（転出）のご案内⇒受付窓口：2F 市民課・各支所の総合窓口課

※新しい住所地に住み始める日の**前後 14 日以内**に届出してください。

届出に必要なもの

- ・マイナンバーカード（持っている方のみ）
- ・「在留カード」、「特定在留カード」、「特別永住者証明書」または「特定特別永住者証明書」（外国人の方）

※マイナポータルからオンラインで転出届ができます（引越しワンストップサービス）⇒ ⇒ ⇒



注意点

- ・転出（予定）日からは、大田原市に住所がないものとして取り扱われます。
- ・都合により転出を取りやめた場合は、速やかに転出証明書またはマイナンバーカードを持参して、転出取り消しの手続きをしてください。

本人確認の説明 市役所では、手続きの際に本人確認をします。**本人確認書類の提示**をお願いします。

1 点で本人確認できるもの：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、
そのほか官公署発行の顔写真付きの証明書など

本人確認に 2 点必要なもの：資格確認書、介護保険証、年金手帳、顔写真付きの社員証、学生証など

代理人による手続きのご案内

- 代理人として来られた方も**本人確認が必要**です。
- 代理人の方が手続きできるかどうかは、手続き対象の方との関係や委任状等により確認させていただきます。
- マイナンバーが必要な手続きは、手続き対象の方のマイナンバーを提示していただく場合があります。

新住所地で転入の手続きを忘れずに！

新しい住所地に住み始めた日から **14 日以内**に新住所地の市区町村窓口で転入の手続きをしてください。

大田原市ホームページ（転出）

オンライン申請や各手続きの詳細は、
ホームページでご確認ください。



内側・裏面のチェックリストを確認してください。

転出手続きチェックリスト

本人確認書類の提示をお願いします。

該当	完了	対象者	手続き内容	必要なもの	受付窓口
☐	☐	印鑑登録をしている方	印鑑登録証の返却 ※転出（予定）日をもって大田原市の印鑑登録がなくなります。	・ 印鑑登録証	2F 市民課★
		マイナンバーカードを所有している方	大田原市でのお手続きはありません。 ※マイナンバーカードを申請中の方は、転出によりカードの作成が自動的に中止されますので、転入する市区町村で再度申請してください。		2F 市民課★
☐	☐	国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している方	資格確認書または資格情報のお知らせの返却 ※転出（予定）日で大田原市での資格がなくなります。	・ 資格確認書または資格情報のお知らせ	2F 国保年金課★
☐	☐	犬を飼っている方	犬の登録変更（飼い主を変更する場合） ※犬も一緒に引っ越す場合は、大田原市でのお手続きはありませんが、転入先の市区町村で犬の登録のお手続きが必要になります。	・ 犬の鑑札	2F 生活環境課★
☐	☐	浄化槽を使用している方 ※集合住宅にお住まいの方を除く。	浄化槽の管理者の変更、浄化槽の使用の休止または浄化槽の廃止	お問い合わせください。	2F 生活環境課
☐	☐	市営墓地を使用している方	墓地使用許可証の記載事項の変更	・ 墓地使用許可証 ・ 新住所地の住民票	2F 生活環境課
☐	☐	原付バイク・小型特殊自動車等を所有している方	転出後の軽自動車等の使用状況により必要なお手続きが異なりますのでお問い合わせください。	お問い合わせください。	2F 税務課★
☐	☐	三輪または四輪の軽自動車、二輪車（125CC 超）を所有している方	・ 三輪及び四輪の軽自動車：軽自動車検査協会 栃木事務所（電話 050-3816-3107） ・ 二輪車（125CC 超）：栃木運輸支局（電話 050-5540-2019）		
☐	☐	重度心身障害者医療費助成を受給している方	重度心身障害者医療費助成受給者証の返却	・ 重度心身障害者医療費助成受給者証	3F 福祉課
☐	☐	障害の手帳をお持ちの方	必要なお手続きがあるか確認しますのでお問い合わせください	・ 各種手帳	3F 福祉課

☐	☐	自立支援医療を受給している方、障害に関する手当を受給している方、指定難病等の受給者証をお持ちの方	必要なお手続きがあるか確認しますのでお問い合わせください。	・各種受給者証	3F 福祉課
☐	☐	保育園等に通園中のこどもがいる方	退園届 ※転出後も同じ保育園等に通園したい場合は、退園届の提出時にお申し出ください。		3F 保育課
☐	☐	保育園等の入園申し込みをしている方	申請取り下げ ※引き続き保育園等の入園を希望する場合は、新住所地の市区町村にご相談ください。		3F 保育課
☐	☐	こども・妊産婦・ひとり親家庭医療費助成を受給している方	各種医療費助成受給者証の返却 ※転出（予定）日の前日までの受診が対象になります。	・各種医療費助成受給者証	3F こども支援課
☐	☐	児童手当を受給している方	新住所地で児童手当のお手続きに使用する書類をお渡しします。		3F こども支援課
☐	☐	児童扶養手当を受給している方	住所変更（転出）	・新住所地がわかるもの	3F こども支援課
		母子健康手帳をお持ちの方	大田原市でのお手続きはありません。 母子健康手帳は、新住所地でもそのままお使いいただけます。 ※各種受診票は、転出（予定）日をもって使用できなくなります。		3F こども支援課
		予防接種予診票や接種券をお持ちの方	大田原市でのお手続きはありません。 ※予防接種予診票や接種券は、転出（予定）日をもって使用できなくなります。		3F 健康政策課
☐	☐	介護保険被保険者証等を持っている方	介護保険被保険者証等の返却 ※転出（予定）日で大田原市での資格がなくなります。	・介護保険被保険者証 ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証	3F 高齢者幸福課★
☐	☐	小・中学校へ在学している児童・生徒がいる方	転校を希望する場合は、在学している学校に転校願を提出し、在学証明書などの転校書類を受領してください。		4F 学校教育課
☐	☐	20歳を迎えた方へ	大田原市で「はたちの集い」に参加を希望する場合は、ご連絡ください。		4F 生涯学習課
☐	☐	上水道・下水道を使用している方	次の場合はお手続きが必要です。 水道の使用中止、使用者または管理者の変更、井戸水の使用 ※新住所地の上水道・下水道の使用は、転入先の市区町村にご確認ください。	—	5F 上下水道課
☐	☐	道路占用許可、法定外公共物使用許可を受けている方	使用者の住所変更、廃止等（宅地乗入れ、浄化槽排水の放流など）	お問い合わせください。	5F 道路課

※課名の後に「★」がある手続きは各支所でもお手続きできます。

転出手続きチェックリスト続きます。

該当	完了	事項（対象者）	手続き内容	必要なもの	受付窓口
☐	☐	海外へ転出される方で 国民年金の任意加入を希望する方	国民年金の任意加入の相談および申請 ※海外転出で国民年金の資格が喪失します。	—	2F 国保年金課
☐	☐	海外へ転出される方で 固定資産税または市民税が課税されている方	納税管理人の指定	納税者及び納税管理人の印鑑	2F 税務課★
☐	☐	海外へ転出される方で 障害に関する手当を受給している方	障害に関する手当の相談	お問い合わせください。	3F 福祉課
☐	☐	海外へ転出される方で 在外選挙人名簿に登録を希望する方	在外選挙人名簿への登録 ※海外転出後も在外公館でお手続きが可能です。在外選挙人証が交付されるには2カ月程度を要しますので、余裕をもってお手続きをお願いします。 在外選挙とは、海外にいても国政選挙の投票ができる制度です。	お問い合わせください。	8F 選挙管理委員会

階	担当窓口と主な手続き内容		電話番号	階	担当窓口と主な手続き内容		電話番号
2F	市民課	住民異動届、印鑑登録、マイナンバーカード	23-8752	2F	生活環境課	犬の登録、浄化槽使用、市営墓地	23-8832
	国保年金課	国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度	23-8857		税務課	軽自動車税、市民税、固定資産税	23-8785
3F	福祉課	障害者手帳、自立支援、特児手当、難病支援	23-8921	3F	健康政策課	予防接種、市民健康診査	23-8975
	保育課	保育園等の相談	23-8769		高齢者幸福課	介護保険、要介護認定	23-8678
	こども支援課	児童手当、各種医療費助成、ひとり親支援	23-8932	4F	学校教育課	小中学校の転校手続き、就学支援	23-3124
4F	生涯学習課	はたちの集い（成人式）の案内	23-2005	5F	道路課	道路占用許可、法定外公共物使用許可	23-8717
5F	上下水道課	水道の使用中止、使用者変更	23-8713	8F	選挙管理委員会	在外選挙人名簿への登録	23-8736

大田原市役所 〒324-8641 大田原市本町1丁目4番1号
※課名の後に「★」がある手続きは各支所でもお手続きできます。

受付時間 午前9時～午後4時30分
(本庁舎のみ水曜日は午後7時まで)

お問い合わせ
代表電話 0287-23-1111
湯津上支所 0287-98-2111
黒羽支所 0287-54-1112

市役所以外にも郵便局、金融機関等のお手続きがある場合がありますので、ご確認ください。